



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月19日
第496号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則(建築課)..... 1
※滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)..... 2
※滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)..... 2
※滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)..... 3
※滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)..... 7
※滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)..... 7

○ 告 示

- ※滋賀県指定有形文化財の指定(文化財保護課)..... 9
※滋賀県指定史跡の指定(文化財保護課)..... 9
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定に基づき令和6年度において知事が定める数(医療保険課)..... 10
道路区域の変更(道路保全課)..... 10
道路の供用開始(道路保全課)..... 11

○ 公 告

- 公共測量実施公告(監理課)..... 11
公共測量終了公告(監理課)..... 11

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(東近江)..... 12

○ 公 安 委 員 会 規 則

- ※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)..... 12
※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則(警務課)..... 14

規 則

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第1号

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築基準法等施行細則(平成6年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項の表中「第138条第3項第2号ハ」を「第138条第4項第2号ハ」に改める。

第24条の2第1項中「、政令」の右に「第137条の12第6項もしくは第7項または」を加える。

第27条第1項中「建築主事」の右に「または建築副主事(当該確認済証の交付が建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項各号に掲げる建築物に係るものである場合にあつては、建築主事。以下「建築主事等」という。)」を加え、同条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第28条および第29条第1項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記様式第3号の2、別記様式第3号の4および別記様式第3号の5中
「(あて先) 建築主事」を 「(宛先) 建築主事」に改
「(あて先) 建築主事」を 「(宛先) 建築副主事」に改

める。

別記様式第22号中 「(宛先) 建築主事」 を 「(宛先) 建築主事 建築副主事」 に、「建築主事 建築副主事」を 「建築主事 建築副主事」 印」に改める。

別記様式第23号および別記様式第24号中 「(あて先) 建築主事」 を 「(宛先) 建築主事 建築副主事」 に改める。

別記様式第25号中 「(宛先) 建築主事」 を 「(宛先) 建築主事 建築副主事」 に、「建築主事 建築副主事」を 「建築主事 建築副主事」 印」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県建築基準法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第2号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成18年滋賀県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項」に改め、「建築主事」の右に「または建築副主事」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第4条第2項および第3項中「建築主事」の右に「または建築副主事」を加える。

別記様式第2号中 「(宛先) 建築主事」 を 「(宛先) 建築主事 建築副主事」 に改める。

別記様式第3号中「建築主事」を 「建築主事 建築副主事」 印」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第2号および別記様式第3号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第3号

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年滋賀県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第1項中「により建築主事」の右に「または建築副主事」を加え、「建築主事同意要求書」を「建築主事等同意要求書」に改め、同条第2項中「建築主事同意書」を「建築主事等同意書」に改める。

第11条の見出し中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記様式第3号中 「(宛先) 建築主事」 を 「(宛先) 建築主事 建築副主事」 に、「建築主事同意要求書」を「建築主事等同意要求書」

に改める。

別記様式第4号中 「(宛先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「建築主事 印」を「建築主事 建築副主事 印」に、「建築主事同意書」を「建築主事等同意書」に改める。

事

別記様式第8号中 「(宛先) 建築主事」 を 「(宛先) 建築主事 建築副主事」 に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第3号、別記様式第4号および別記様式第8号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第4号

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年滋賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第3条第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」に改める。

第11条第2項中「建築主事」の右に「または建築副主事」を加える。

第13条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定に基づく報告書」に改め、同条第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条の規定に基づく報告書」に改める。

第15条第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当証明書」に改める。

別記様式第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」に、

「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項」に、「滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第6号および別記様式第7号中「滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、「建築主事」を「^{建築主事}
建築副主事」に改める。

別記様式第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第11号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定に基づく報告書」に、「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第12号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条の規定に基づく報告書」に、「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第13号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築主事の氏名」を「^{建築主事}
建築副主事」の氏名」に改める。

別記様式第14号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第15号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第16号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当証明書」に、「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号(第16条関係)

(第1面)

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等
が完了した旨の報告書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

土木事務所長

認定建築主の住所または
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名または名称

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したので、滋賀県建築物のエネルギー消費性能
の向上等に関する法律施行細則第16条の規定により報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築確認年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 確認検査済証交付年月日および番号 年 月 日 第 号
- 6 計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われたことを確認した建築士

(級) 建築士 () 登録第 号

氏名

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号

名称

所在地

- 7 工事中の軽微な変更の内容

※受 付 欄		※処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

注1 ※欄は、記入しないでください。

2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(第2面)
工事の完了を確認した状況

項目	確認事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、建築主に対して行った報告の内容)
外皮				
空気調和設備				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
その他 ()				
備考				

注1 再生可能エネルギー利用設備等は、その他欄に記載してください。

2 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第18号から別記様式第20号までの様式中「滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第5号

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年滋賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(」に改め、「建築主事」の右に「または建築副主事」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第5条第2項および第3項中「建築主事」の右に「または建築副主事」を加える。

別記様式第2号中「建築主事」を「^{建築主事}
建築副主事」に改める。

別記様式第7号中「建築主事の氏名」を「^{建築主事}
建築副主事」の氏名」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第2号および別記様式第7号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第6号

滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年滋賀県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「建築主事」の右に「または建築副主事」を加える。

別記様式第1号および別記様式第3号中「^(宛先)
建築主事」を「^(宛先)
建築主事
建築副主事」に改める。

別記様式第6号中「建築主事の氏名」を「^{建築主事}
建築副主事」の氏名」に改める。

別記様式第9号(第2面)を次のように改める。

(第2面)
工事の完了を確認した状況

項目	確認事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、建 築主に対して行った 報告の内容)
外皮				
空気調和設備				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
その他 ()				
備考				

注1 再生可能エネルギー利用設備等は、その他欄に記載してください。

2 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

付 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第87号

滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第4条第1項の規定に基づき、次表に掲げる文化財を滋賀県指定有形文化財に指定する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

絵画の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
絹本著色六道絵 中谷求馬筆 天道幅に白雲洞貞幹行年七十六歳写の款記がある	15幅	宗教法人聖 衆来迎寺	大津市比叡辻二 丁目4番17号	大津市打出浜地 先 滋賀県立琵琶湖 文化館

彫刻の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
木造神像 男神坐像 一、女神像 一 女神坐像 一 女神坐像 一	4 軀	宗教法人矢川神 社	甲賀市甲南町森尻310番 地	同左

工芸品の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
金銅七宝装神輿	1 基	常喜町	長浜市常喜町	同左

歴史資料の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
成菩提院制札 一、永禄十一年八月日織田信長 禁制 一枚 一、天正十年十二月日丹羽長秀・羽 柴秀吉連署禁制 一枚 一、慶長五年九月日小早川秀秋 禁制 一枚 一、慶長五年九月日小早川秀秋 禁制案 一枚 附、禁札箱(元禄十三庚辰季三月吉 祥日の銘がある) 一合	4 枚	宗教法人成菩提 院	米原市柏原1692番地	同左

考古資料の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
春日北窯跡出土品	1,627点	滋賀県	大津市京町四丁目1番 1号	近江八幡市安土町下 豊浦 近江風土記の丘第3 収蔵庫

滋賀県告示第88号

滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第34条第1項の規定に基づき、次表に掲げる文化財を滋賀県

指定史跡に指定する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大造

史跡の部

名 称	所 在 地	地 域	面 積
春日北窯跡	甲賀市水口町春日	字芳谷1710番3号	5,596㎡のうち146.52㎡
		字芳谷1713番2号	1,561㎡のうち178.95㎡

滋賀県告示第89号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の区分に応じて令和6年度における知事が定める数は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大造

政令第9条第3項により定める医療費指数反映係数	零
政令第9条第5項により定める一般納付金所得係数	0.96639392944
政令第9条第8項により定める一般納付金基礎額調整係数	1.0441836503194
政令第9条第9項により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9627359012556
政令第10条第6項により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	1.0441550311901
政令第10条第7項により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項により定める介護納付金納付金所得係数	0.9431446235907
政令第11条第6項により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	1.0442076275681
政令第11条第7項により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

滋賀県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年3月19日から令和6年4月2日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備 考
	六地藏草津線	栗東市上鉤字上井関364番地先から 栗東市川辺字芋田59番1地先まで	変更後	最小 7.0m } 最大 26.9m	100.5m	旧道区間の廃止および栗東市への移管(令和6.3.20 10時)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従
			変更前	最小 7.0m } 最大 26.9m 最小		

県道	彦根城線	彦根市駅東町122番地先から 彦根市駅東町403番地先まで	変更後	5.4m 〈 最大 10.7m	82.7m	前のおり
			変更前	最小 14.4m 〈 最大 37.7m	54.6m	道路改良工 事(交差点 改良)に伴 う道路区域 の変更
	彦根環状線	彦根市駅東町122番地先から 彦根市駅東町403番地先まで	変更後	最小 14.4m 〈 最大 52.5m	62.2m	
			変更前	最小 14.4m 〈 最大 50.0m	62.2m	

滋賀県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月19日から令和6年4月2日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
彦根城線	彦根市駅東町122番地先から 彦根市駅東町403番地先まで	令和6.3.19 9時	L=54.6m

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 長浜市石田町
- 作業の期間 令和6年2月13日から令和6年3月21日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、守山市長 森中 高史か

ら公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 守山市全域
- 3 作業の終了日 令和6年2月27日

環境事務所告示

滋賀県東近江環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年3月19日

滋賀県東近江環境事務所長 奥田 一 臣

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
東近江市東沖野四丁目字奥山1264番1
 - 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
 - 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
 - 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

公安委員会規則

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

滋賀県公安委員会規則第5号

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第8号中「犯罪被害者支援」を「犯罪被害者等支援」に改める。

別表の2交番の表滋賀県守山警察署の部守山駅前交番の項中

「 守山市のうち、
今宿町、今宿一丁目から同四丁目まで、
吉身町、吉身一丁目から同七丁目まで、
岡町、立入町、浮気町、梅田町、勝部町、
勝部一丁目から同六丁目まで、焰魔堂
町、千代町、阿村町、伊勢町、二町町、
古高町、大門町、横江町、守山一丁目か
ら同三丁目まで

を

「 守山市のうち、
今宿町、今宿一丁目から同四丁目まで、
梅田町、守山一丁目から同三丁目まで、
吉身一丁目から同七丁目まで、吉身町、
立入町、岡町、浮気町、勝部町、千代町、
勝部一丁目から同六丁目まで、阿村町、
伊勢町、二町町、焰魔堂町、古高町、大
門町、横江町、大林町、欲賀町、森川原
町、山賀町、杉江町、三宅町、金森町

に改め、同

部河西交番の項中

「 守山市のうち、
下之郷町、下之郷一丁目から同三丁目ま
で、播磨田町、小島町、今市町、荒見町、
笠原町、中町、川田町、守山町、守山四
丁目から同六丁目まで

を

「 守山市のうち、
今市町、荒見町、笠原町、中町、川田町、
小島町、播磨田町、下之郷一丁目から同
三丁目まで、守山四丁目から同六丁目ま
で、守山町、下之郷町、石田町、十二里
町、赤野井町、矢島町

に改め、同

表滋賀県東近江警察署の部八日市駅前交番の項中「小脇町、建部日吉町、建部瓦屋寺町」を「東中野町、西中野町、中野町、今崎町、東今崎町、今堀町、昭和町、小今町、小脇町、建部瓦屋寺町、建部日吉町」に改め、同部沖野交番の項を次のように改める。

玉園交番	東近江市林田町1256番地6	東近江市のうち 沖野一丁目から同五丁目まで、ひばり丘町、春日町、聖徳町、幸町、東沖野一丁目から同五丁目まで、札の辻一丁目、同二丁目、野村町、外町、神田町、川合寺町、妙法寺町、中小路町、五智町、林田町、岡田町、寺町、今代町、池田町、御園町、瓜生津町、上大森町、土器町、大森町、尻無町、下二俣町、柴原南町、芝原町、聖和町、青葉町
------	----------------	---

別表の2交番の表滋賀県彦根警察署の部に次のように加える。

稲枝交番	彦根市彦富町909番地の2	彦根市のうち 三津町、海瀬町、肥田町、野良田町、金沢町、稲部町、彦富町、稲枝町、服部町、上稲葉町、下稲葉町、出路町、田原町、本庄町、田附町、新海町、新海浜一丁目、同二丁目、南三ツ谷町、普光寺町、柳川町、甲崎町、上西川町、薩摩町、石寺町、下西川町、下岡部町、上岡部町、稲里町、金田町
------	---------------	---

別表の2交番の表滋賀県長浜警察署の部を次のように改める。

滋賀県長浜警察署	勝交番	長浜市勝町492番地	長浜市のうち 勝町、室町、大辰巳町、大戌亥町、永久寺町、加田町、加田今町、田村町、寺田町、高橋町、下坂中町、下坂浜町、四ツ塚町
	長浜駅前交番	長浜市南呉服町5番30号	長浜市のうち 大島町、北船町、公園町、南呉服町、殿町、鐘紡町、末広町、祇園町、列見町、分木町、三ツ矢町、三ツ矢元町、元浜町、大宮町、高田町、朝日町、港町、早崎町のうち竹生島
	八幡東交番	長浜市八幡東町67番地	長浜市のうち 八幡東町、宮司町、南高田町、平方町、弥高町、平方南町、地福寺町、三和町、宮前町、神前町、一の宮町、中山町、八幡中山町、小堀町、南田附町、新栄町、南小足町、七条町、今川町、大東町
	神照交番	長浜市新庄中町482番地	長浜市のうち 山階町、川崎町、口分田町、神照町、十里町、相撲町、森町、新庄馬場町、新庄中町、小沢町、下之郷町、国友町、新庄寺町、泉町、保田町、今町、榎木町、加納町
	虎姫交番	長浜市五村102番地24	長浜市のうち 大寺町、中野町、三川町、宮部町、大井町、西大井町、桜町、五村、田町、月ヶ瀬町、新旭町、酢、柿ノ木、長田町、唐国町、湖北町小今、湖北町馬渡、湖北町大安寺、湖北町南速水、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町尾上、湖北町東尾上、湖北町石川、湖北町津里、湖北町山本、湖北町五坪、大光寺

		町、湖北高田町、湖北町速水、湖北今町、湖北町沢、湖北町猫口、湖北町青名、湖北町八日市、湖北町賀、湖北町小倉
浅井交番	長浜市内保町301番地	長浜市のうち 三田町、大路町、内保町、湯次町、西野町、尊野町、平塚町、尊勝寺町、山ノ前町、八島町、大依町、郷野町、太田町、西村町、寺師町、高山町、草野町、野瀬町、鍛冶屋町、岡谷町、徳山町、飯山町、当目町、大門町、乗倉町、醍醐町、東野町、北ノ郷町、小野寺町、南郷町、法楽寺町、東主計町、西主計町、北池町、南池町、今荘町、相撲庭町、佐野町、野村町

別表の4警察官駐在所の表滋賀県守山警察署の部中小津警察官駐在所および玉津警察官駐在所の項を削り、同表滋賀県東近江警察署の部中御園警察官駐在所および玉緒警察官駐在所の項を削り、同表滋賀県彦根警察署の部中稲枝東警察官駐在所および稲枝西警察官駐在所の項を削り、同表滋賀県長浜警察署の部中今川警察官駐在所の項を削り、同部常喜警察官駐在所の項中「、加田町、加田今町」を削り、同部中勝警察官駐在所、野瀬警察官駐在所、北ノ郷警察官駐在所、内保警察官駐在所、朝日警察官駐在所および速水警察官駐在所を削る。

付 則

この規則は、令和6年3月22日から施行する。ただし、第6条第8号の改正規定は、同月21日から施行する。

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

滋賀県公安委員会規則第6号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警察職員定員配置表

所 属 別		区 分	警 察 官	一 般 職 員	合 計
警 察	警 務 部	総 務 課	8	4	12
		会 計 課	5	29	34
		警 務 課	82	19	101
		企 画 教 養 課	12	1	13
		警 察 県 民 セ ン タ ー	9	4	13
		情 報 管 理 課	9	18	27
		厚 生 課		11	11
		監 察 官 室	10	1	11
	生 活 安 全 部	生 活 安 全 企 画 課	19	5	24
		地 域 課	19	5	24
		通 信 指 令 課	24	1	25
		少 年 課	18	11	29
		生 活 環 境 課	16		16
		サイバー犯罪対策課	27	2	29
		機 動 警 察 隊	41	1	42
	警 察	刑 事 企 画 課	10	1	11
		捜 査 支 援 分 析 課	33	2	35

本部	刑事部	捜査第一課	55	2	57
		捜査第二課	31	1	32
		組織犯罪対策課	47	4	51
		鑑識課	20	9	29
		科学捜査研究所	1	20	21
	交通部	交通企画課	12	3	15
		交通規制課	11	7	18
		交通指導課	24	5	29
		運転免許課	25	37	62
		交通機動隊	21	1	22
	警備部	高速道路交通警察隊	75	2	77
		警備第一課	69	3	72
		警備第二課	19	4	23
		警衛対策課	33	2	35
	機動隊	36	1	37	
	警察学校	103	3	106	
	小計	924	219	1,143	
警察署	大津	256	13	269	
	草津	191	11	202	
	守山	104	7	111	
	甲賀	124	9	133	
	近江八幡	94	6	100	
	東近江	145	8	153	
	彦根	128	8	136	
	米原	64	4	68	
	長浜	104	6	110	
	木之本	32	4	36	
	高島	58	5	63	
	大津北	78	7	85	
	小計	1,378	88	1,466	
	合計	2,302	307	2,609	

付 則

この規則は、令和6年3月21日から施行する。

